

岩手県告示第 378 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定により、釜石市から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（ごみ処理場）
- 2 名称 1 号岩手沿岸南部広域ごみ処理施設